

2021 年度海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）募集要項 Q & A

1. 支援対象となるプログラムについて
 - ①学生交流に関する協定等に基づき実施されるもの
 - ②プログラム期間（派遣／受入学生のプログラム参加期間）、派遣／受入最短日数及び派遣／受入最長日数
 - ③形態区分（双方向協定型と短期研修・研究型）
 - ④管理体制
 - ⑤語学水準・その他（協定派遣のみ）
2. 支援内容及び支給基準・方法について
3. 派遣学生／受入学生の資格及び要件について
 - ①派遣学生／受入学生の国籍等
 - ②派遣学生／受入学生の経済状況
 - ③派遣学生／受入学生の成績基準
 - ④本制度以外の奨学金を受ける場合
 - ⑤海外安全ホームページ（協定派遣のみ）
 - ⑥派遣学生／受入学生以外のプログラム参加
4. 申請方法及び申請書類について
 - ①学生交流創成タイプ（タイプA）と学生交流推進タイプ（タイプB）
 - ②コンソーシアム形式
 - ③支援希望人数
 - ④派遣期間
 - ⑤申請書類
 - ⑥申請方法
5. プログラムの審査・採否・奨学金支給割当について
 - ①審査
 - ②採否
 - ③奨学金支給割当
6. 奨学金支給事務の適正な実施について

1. 支援対象となるプログラムについて

1-①学生交流に関する協定等に基づき実施されるもの

Q 1：諸外国の高等教育機関等との学生交流に関する協定等とは、具体的にはどのようなものですか。

A 1：プログラムの形態により異なります。

双方向協定型については、授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定でなければなりません。

短期研修・研究型については、学生交流協定のほか、組織として締結した学生交流に関する署名付きの合意文書（MOUや研究室間の覚書、契約書等）も含まれます。

Q 2：2021 年度に新たに協定を締結する予定です。申請時点では、協定の締結については手続き中でもよいですか。

A 2：はい、手続き中でも構いません。ただし、プログラム開始時には協定は必ず締結されている必要があります。

Q 3 : 学生交流協定及び合意文書は、大学・学校間で締結されたもののみが対象ですか。
A 3 : 大学・学校間、もしくは、学部、研究科、学科間等の組織単位で締結された協定及び合意文書が対象です。

Q 4 : 1つの協定に基づき申請できるのは、1プログラムのみですか。
A 4 : いいえ、複数プログラムでの申請が可能です。

Q 5 : 1つのプログラムに複数の協定が含まれていてもよいですか。
A 5 : はい、含まれていても構いません。

Q 6 : 通信教育部が実施する学生（正規生）の海外スクーリングは支援対象となりますか。
A 6 : 対象となります。ただし、通信教育部が正規課程である場合に限りです。

1-②プログラム期間（派遣／受入学生のプログラム参加期間）、派遣／受入最短日数及び派遣／受入最長日数

Q 7 : 申請時点ではプログラム期間が確定していません。変更の可能性があります、申請できますか。

A 7 : 申請できます。申請時点で予定しているプログラム期間を記載してください。

Q 8 : 同一のプログラム内で、各学生のプログラム参加期間が異なる場合も申請できますか。

A 8 : 申請できます。

Q 9 : プログラム開始は2021年4月初旬（例：1日、3日）を予定していますが、学生は2021年3月に渡航又は渡日します。申請できますか。

A 9 : 申請できます。ただし、3月の渡航又は渡日からプログラム開始までの日数は、宿舎入居手続き等、プログラム参加のための生活面における必要最低限の期間に限りです。

Q 10 : 同一のプログラム内で、同じ学生を複数回派遣又は受入する予定です。各学生のプログラム参加期間はどのように考えればよいですか。

A 10 : 各回の参加期間は、2021年4月1日から2022年3月31日に開始され、かつ各回とも連続して派遣のタイプAは31日以上、派遣のタイプB及び受入は8日以上が必要です。また、1回目の開始日から1年以内に終了する必要があります。

Q 11 : 派遣／受入最短日数及び派遣／受入最長日数は、渡航・渡日及び帰国・離日を含む総日数で考えてよいですか。

A 11 : 含めてはいけません。留学先国・地域（協定派遣）への渡航後又は日本（協定受入）への来日後におけるプログラム開始日から終了日までとしてください。

Q 12 : 日本国内（協定派遣）／母国（協定受入）でのオンライン等による学修を含むプログラム参加期間を総日数で考えてよいですか。

A 12 : 含めてはいけません。留学先国・地域（協定派遣）への渡航後又は日本（協定受入）への来日後におけるプログラム開始日から終了日までとしてください。

Q 13 : タイプAの派遣と受入の最短日数は同じですか。

A 13 : 違います。派遣は連続して31日以上実施するもの、受入は連続して8日以上実施するプログラムのみ対象となります。なお、タイプBについては引き続き派遣、受入共に連続して8日以上実施するプログラムとなります。

1-③形態区分（双方向協定型と短期研修・研究型）

Q14：1つのプログラムについて、双方向協定型と短期研修・研究型のどちらの条件も満たしている場合、両方の形態に申請できますか。

A14：申請できません。同一プログラムは重複申請できませんので、いずれかの形態を選択して申請してください。

Q15：特定の協定校を相手として、双方向協定型と短期研修・研究型の両方に申請できますか。

A15：同一プログラムでなければ申請できます。

【協定派遣のみ（Q16）】

Q16：諸外国の公的機関、民間企業等における研修やインターンシップ等を含むプログラムは、双方向協定型と短期研修・研究型のどちらに申請すればよいですか。

A16：諸外国の高等教育機関を通じて公的機関、民間企業等に派遣される場合は、いずれかの形態を選択して申請してください。一方、諸外国の高等教育機関を通さず、直接、諸外国の公的機関、民間企業等に派遣される場合は、短期研修・研究型のみ申請対象となります。また、その場合は、在籍大学等の履修科目の一部（例：諸外国でのインターンシップが履修科目の必須条件）として行われ、帰国後に単位付与されることが条件です。

【双方向協定型のみ（Q17～Q24）】

Q17：「授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定」とありますが、不徴収及び免除は派遣側・受入側の双方で実施されることが必要ですか。

A17：双方でなくとも構いません。ただし、派遣側又は受入側のどちらか一方が不徴収又は免除としている必要があります。

Q18：プログラムに参加する全ての学生に対して、授業料の不徴収又は免除が適用されなければなりませんか。

A18：全ての学生に適用されなくとも構いません。

Q19：「授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定」とありますが、人数制限や免除の条件に成績基準が設けられている場合や、免除額が全額ではない（一部免除など）場合も申請することは可能ですか。

A19：可能です。「授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定」であれば、内容について詳細は問いません。

Q20：授業料不徴収又は免除について、実際には不徴収又は免除されるものの協定には記載されていない場合、申請することは可能ですか。

A20：可能です。ただし、協定の条項等で明記されていない場合は、授業料不徴収又は免除を行う側の学則等で明文化されている必要があります。

Q21：「1学期（セメスター、クォーター等）以上1年以内の間」とありますが、1学期に具体的な期間（日数）は設定されていますか。

A21：タイプA又はタイプB 1年度目で申請する場合は、日本の在籍大学等／受入大学等又は海外の派遣先大学等／在籍大学等が設定している学事暦の1学期を満たしていれば日数は問いません。

タイプB 2年度目又は3年度目で申請する場合、本制度では、セメスター制は原則90日以上ですが、日本又は海外の学校が設定しているセメスター単位であれば構いません。留学期間が90日未満の場合は、当該日数をもって1セメスターとする根拠について、計画書（様式1）に記載してください。

Q22:「一部のサマーセッション等のように短期間で集中的に行う授業は対象になりません。ただし、サマーセッション等の授業履修期間が、その他の学期と同等の日数であれば対象になります。」とありますが、5週間で3単位を取得するプログラムは、支援の対象になりますか。なお、その他の学期(例:秋学期)は12週間で行われています。

A22:タイプA又はタイプB1年度目で申請する場合は対象になりません。双方向協定型ではなく、短期研修・研究型に申請してください。

タイプB2年度目又は3年度目で申請する場合、タイプAでの採択時から2020年度までに「短期間で集中的に行う授業」等が認められていたプログラムについては、タイプBで申請する場合に限り支援の対象になります。留学期間が90日未満の場合は、当該日数をもって1セメスターとする根拠について、計画書(様式1)に記載してください。

Q23:1学期(セメスター、クォータ等)で実施する計画で申請し採択された後、事情により3週間程度で集中的に行う内容に変更することになった場合でも支援は受けられますか。

A23:支援は受けられません。プログラム採択を辞退する必要があります。

Q24:「学生の受入、派遣の両方が実施される学生交流協定に基づいた実現性の高いプログラムに限ります。」とありますが、1つの双方向協定型プログラムに複数の協定が含まれている場合、その協定締結先は、派遣と受入で同一でなければいけませんか。

A24:タイプAの協定締結先はできる限り、派遣と受入で同一としてください。派遣と受入で同一にすることが難しい事由がある場合は、必ずしも同一でなくとも構いません。ただし、派遣・受入の実施状況がどちらか一方に偏らないようにしてください。

タイプBは、プログラムとして派遣・受入の双方向交流を行うものであれば、学校、国、地域、人数は必ずしも同一でなくとも構いません。

1-④管理体制

Q25:「プログラム実施後の報告書提出等」とありますが、具体的にはどのようなものですか。

A25:2020年度採択プログラムの例です。2021年度は変更の可能性があります。

- (1) 実施報告書:プログラムの実施結果に係る報告
- (2) 留学前・留学後報告書:派遣/受入学生の派遣/受入状況に係る報告
- (3) 取得単位等報告書:派遣/受入学生の単位取得に係る報告
- (4) 奨学金等支給報告書:プログラム実施に係る会計報告

Q26:「フォローアップのための追跡調査」とありますが、どのようなものですか。

A26:「プログラム実施後の報告書提出等」に定める報告書のほか、機構が実施する本制度に関する調査を指します。支援を受けた学生のプログラム参加による効果(成績推移、学習意欲の向上、長期留学への意識向上、卒業後の進路等)を調査し、本制度の改善等を図ることが目的です。

1-⑤語学水準・その他(協定派遣のみ)

Q27:「参加に必要な語学水準を適切に設定しているもの」とありますが、英語以外の語学水準は何を基準とすればよいですか。

A27:基準は設定していませんが、設定されている語学水準がプログラムの内容を実施するにあたって適切かという点は審査対象となります。なお、「在籍大学等における前年度の語学成績で成績評価係数2.30以上」の学生を対象としたプログラムは優先的に採択します。

Q28:前年度に語学成績がない場合はどうしたらよいですか。

A 28：直近の語学成績を用いてください。例えば、修士2年の学生で修士1年次の語学成績がない場合、学部4年次（又はそれ以前の直近）の語学成績で構いません。

Q 29：英語圏以外の国へ派遣し、当該国の言語をゼロからトレーニングすることを目的のひとつとするプログラムにおいても語学水準の設定は必要ですか。

A 29：必要です。派遣先国で習得する言語が在籍大学等で語学科目として開講されていない場合等は、他の言語により語学への適応能力に関する水準を設ける等、プログラムの特性に応じて設定してください。

2. 支援内容及び支給基準・方法について

Q 1：奨学金月額は学校の判断で額を変更できますか。

A 1：変更できません。定められている月額で学生に支給してください。

Q 2：「留学開始月から1月ごとに割り当てた支給対象となる月に奨学金を支給」とありますが、学生によって留学開始日が異なる場合、各学生への奨学金の支給はどのように行いますか。

A 2：各学生の派遣／受入期間を31日ごとに区切り、奨学金支給月数（回数）を決定します。その回数を留学開始月からあてはめ、各月に各学生の在籍確認を行った後、ひと月分（1回分）の奨学金を支給します。（例①・②・③参照）
プログラム申請にあたり、人月数を算出する際は、別紙1「奨学金支給月数（回数）確認表」をご利用ください。

例	支援開始	支援終了	留学 日数	支給月数（回数）			⇒	在籍確認及び奨学金支給対象月		
	年月日	年月日		2021	2022	合計		7月	8月	9月
①	2021年7月1日	2021年9月8日	70	3	0	3	⇒	○	○	○
②	2021年7月5日	2021年8月29日	56	2	0	2	⇒	○	○	—
③	2021年7月15日	2021年9月8日	56	2	0	2	⇒	○	○	—

【協定派遣のみ（Q 3）】

Q 3：渡航支援金は奨学金月額に含まれますか。

A 3：含まれません。プログラム申請にあたり、渡航支援金を計上する必要はありません。

3. 派遣学生／受入学生の資格及び要件について

3-①派遣学生／受入学生の国籍等

Q 1：多重国籍者も本制度の支援対象となりますか。

A 1：はい。ただし、協定派遣については日本国籍を有する者、又は日本への永住が許可されている者が対象となり、協定受入については日本国籍を有する者は対象となりません。

【協定派遣のみ（Q 2～Q 3）】

Q 2：日本への永住が許可されている者の対象を教えてください。

A 2：永住者及び特別永住者が対象です。日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。

Q 3：日本に留学中の外国人留学生も本制度の協定派遣の支援対象となりますか。

A 3：なりません。

3-②派遣学生／受入学生の経済状況

【協定派遣のみ（Q 4）】

- Q 4 : 「機構が実施する2021年度第二種奨学金在学採用の家計基準を目安とし、その基準を超えない者を優先とします。」とありますが、どのように取り扱えばよいですか。
- A 4 : 申請するプログラムが採択されると、各プログラムの奨学金支給割当人数が各学校に通知されます。各学校においては、奨学金支給割当人数の範囲内で、まず、2021年度第二種奨学金在学採用の家計基準を目安とし、その上限を超えない者から優先的に支援の対象としてください。奨学金支給割当人数に残りがある場合、各学校が経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者であると認めた者も支援対象とすることが可能です。

【協定受入のみ (Q 5)】

- Q 5 : 「経済的理由により、自費のみでの受入プログラムへの参加が困難な者」という記載がありますが、海外の学生の場合、資金証明を取ることが難しいケースも考えられます。そういった受入学生の経済状況についてはどのように確認すればよいですか。
- A 5 : 受入学生の在籍大学等に対し、募集要項「6. 受入学生の資格及び要件」に記載されている内容を明示し、在籍大学等から、その資格及び要件等に合致した学生として推薦を受けることにより確認することも可能です。

3-③派遣学生／受入学生の成績基準

- Q 6 : 「成績評価係数で表すことができない場合」とありますが、どのような場合ですか。
- A 6 : 1年次の1学期目や、評価が「合格」「不合格」しかない場合等です。修士1年の場合、学部最終年次の成績により成績評価係数を算出してください。なお、成績基準は人物像・熱意といった学業成績と異なるものや、特定の科目の成績のみにより判断することはできません。
- Q 7 : 学部の新1年生が夏休み期間に実施するプログラムに参加する場合、前期の成績が出ていないため成績評価係数を表すことができませんが、どのような取り扱いとなりますか。
- A 7 : 入学試験の成績やプログラム参加のための選考試験を活用するなど、成績評価係数2.30以上に相当するという根拠（考え方）を示してください。なお、高校3年次の成績での算出は認められません。

3-④本制度以外の奨学金を受ける場合

- Q 8 : 「本制度以外のプログラム参加のための奨学金等」には、日本学生支援機構の奨学金の他にどのようなものが含まれますか。
- A 8 : 派遣先大学等、受入大学等、在籍大学等又は他団体（公的機関、外国政府等や民間団体を含む）から受ける奨学金等は、すべて本制度以外の奨学金に含みます。
また、クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金も含みます。
- Q 9 : 本制度以外に、他団体から学生本人に宿泊費用や授業料等が支給されますが、派遣学生／受入学生の資格及び要件の(6)「本制度以外のプログラム参加のための奨学金等を受ける場合」に該当しますか。
- A 9 : 該当します。ただし、渡航に係る費用は含まれません。
- Q 10 : 学生が研修やインターンシップ等に参加することで、報酬が発生する場合には、どうしたらよいですか。
- A 10 : 他団体からの奨学金同様、支給月額が本制度による奨学金月額を超えなければ、併給は可能です。

Q 11：派遣／受入学生の在籍大学等や他団体から、留学に関係なく支給されている奨学金があり、奨学金月額を超えています。併給できますか。

A 11：併給できます。本制度で支援するプログラムのための奨学金ではなく、留学してもしなくても受給できる奨学金であれば、「本制度以外の奨学金」にはあたりません。

Q 12：他団体から航空券代が含まれた奨学金が支給され、奨学金月額を超えてしまいます。併給はできませんか。

A 12：当該奨学金の内訳があり、航空券代とその他の部分を切り離せる場合は、その他の部分の支給月額が、本制度の奨学金月額を超えなければ併給できます。内訳がない場合は、併給はできません。

【協定派遣のみ（Q 13～Q 14）】

Q 13：他団体から支給される奨学金に渡航に係る費用（航空券代、パスポート申請料等）が含まれていますが、渡航支援金も申請できますか。

A 13：申請できません。本制度の渡航支援金を申請したい場合は、他団体からの奨学金に含まれる渡航に係る費用を辞退する必要があります。

Q 14：日本学生支援機構が実施する「第一種・第二種奨学金」（貸与型）を利用しています。貸与月額が本制度の奨学金月額を超えていても、併給できますか。

A 14：併給できます。

3－⑤海外安全ホームページ（協定派遣のみ）

Q 15：外務省の海外安全ホームページ上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上に該当する地域は、国ごとに確認しますか、都市ごとに確認しますか。

A 15：実際に学生が派遣される学校の所在地の都市ごとに確認してください。

3－⑥派遣学生／受入学生以外のプログラム参加

Q 16：派遣学生／受入学生の資格及び要件を満たさない学生でもプログラムに参加することはできますか。

A 16：参加できます。ただし、本制度の支援対象とはなりません。

Q 17：高等専門学校3年生以上の学生を対象に実施するプログラムですが、1・2年生も参加することはできますか。

A 17：参加できます。ただし、1・2年生は本制度の支援対象とはなりません。

Q 18：専修学校（専門課程）に在籍する学生を対象に実施するプログラムですが、他の課程（高等課程、一般課程）の生徒もプログラムに参加することはできますか。

A 18：参加できます。ただし、他の課程の生徒については本制度の支援対象とはなりません。

【協定受入のみ（Q 19）】

Q 19：協定に基づかない外国人学生が、個人で受入プログラムに参加することはできますか。

A 19：参加できます。ただし、本制度の支援対象とはなりません。

4. 申請方法及び申請書類について

4－①学生交流創成タイプ（タイプA）と学生交流推進タイプ（タイプB）

※以下、学生交流創成タイプを「タイプA」、学生交流推進タイプを「タイプB」という。

Q 1：タイプAとタイプBの違いは何ですか。

A 1 : タイプAは、2021年度に支援を希望するプログラムを幅広く募集するものです。一方、タイプBは、2020年度から引き続き支援を希望するプログラムを募集するものです。なお、支援するプログラムや学生についての資格・要件に違いはありません。

Q 2 : 過去に実績がない新規のプログラムは申請できますか。

A 2 : タイプAに申請できます。

Q 3 : タイプAとタイプBで申請書類等や奨学金支給割当の方法は異なりますか。

A 3 : 異なります。募集要項の7. 及び11. を参照してください。

Q 4 : 2020年度に採択され、奨学金を支給した実績があるプログラムは、タイプAに申請できませんか。

A 4 : 申請できます。タイプA又はタイプBのいずれか一方を選択して申請してください。

Q 5 : 2020年度中に追加採択され、奨学金を支給した実績があるプログラムは、タイプBに申請できますか。

A 5 : 申請できません。タイプAに申請してください。

Q 6 : タイプAの申請について、単位認定が行われないプログラムも申請できますか。

A 6 : 申請できます。ただし、単位認定に代わる修学成果の測定方法が明確である場合に限りません。

Q 7 : 2020年度は短期研修・研究型として協定派遣も協定受入も採択され、奨学金を支給した実績がありますが、2021年度は双方向協定型に変更したいと考えています。タイプBに申請できますか。

A 7 : 申請できません。形態を変更する場合はタイプAに申請してください。

Q 8 : 2020年度は双方向協定型として採択され、協定受入は5月に実施しましたが、協定派遣は事情により実施が困難となりました。2021年度も双方向協定型としてタイプBに申請できますか。

A 8 : 申請できません。いずれかの実績がない場合は、タイプAに申請してください。

Q 9 : 2020年度に採択されたプログラムは2020年12月から開始予定のため、まだ奨学金支給実績がありません。計画どおり実施する予定ですが、タイプBに申請できますか。

A 9 : 申請できます。ただし、2020年度末に奨学金支給実績が確認できない場合は、タイプBの申請要件を満たさないため、採択を取り消します。

Q 10 : 2020年度に採択され、奨学金を支給した実績があるプログラムについて、2021年度はプログラム名の一部を変更したいのですが、タイプBに申請できますか。

A 10 : 申請できます。

Q 11 : 2020年度に採択され、奨学金を支給した実績があるプログラムについて、プログラムの目的・達成目標を変更したいのですが、タイプBに申請できますか。

A 11 : 申請できません。目的・達成目標を変更する場合はタイプAに申請してください。

Q 12 : 2020年度に、採択プログラムの実施条件等の変更により、プログラム内容の変更を届け出て実施しましたが、2021年度は元の内容に戻して実施したいと考えています。タイプBに申請できますか。

A 12 : 申請できます。

Q13: 2020年度に採択され実施したコンソーシアム形式のプログラムについて、2021年度はコンソーシアムの代表校を変更したいと考えています。タイプBに申請できますか。

A13: 申請できません。代表校を変更する場合はタイプAに申請してください。

Q14: 2020年度に採択され実施したコンソーシアム形式のプログラムについて、2021年度は国内参加校を変更する予定です。タイプBに申請できますか。代表校は変更ありません。

A14: 申請できます。

Q15: 2020年度は1校単独で実施するプログラムとして採択され実施しましたが、2021年度は代表校となりコンソーシアム形式で実施する予定です。タイプBに申請できますか。

A15: 申請できます。

Q16: 2020年度はコンソーシアムの代表校として実施しているプログラムを、2021年度は1校単独で実施する予定です。タイプBに申請できますか。

A16: 申請できません。タイプAに申請してください。

Q17: 新型コロナウイルス感染症の影響以外の理由で2020年度採択プログラムの実施について、中止を決定又は予定している場合は、2021年度にタイプBに申請できますか。

A17: 申請できません。タイプAに申請してください。

Q18: 新型コロナウイルス感染症の影響で2020年度採択プログラム（タイプB 3年度目）の実施について、中止を決定又は予定している場合は、2021年度に再度タイプBで申請できますか。

A18: 申請できません。タイプBに申請できる上限は連続3年度です。タイプAに申請してください。

【協定派遣のみ（Q19～20）】

Q19: 2020年度に採択され実施した協定派遣のプログラムについて、2021年度はより多くの学生を支援するため、派遣先大学等を増やすこととし、それに伴い、プログラム申請要件である語学水準を引き下げて実施したいと考えています。プログラムの目的・達成目標には変更は生じないため、タイプBに申請できますか。

A19: 申請できません。水準を引き下げる場合はタイプAに申請してください。なお、水準を引き上げる場合であれば、タイプBに申請できます。

Q20: 外務省の海外安全ホームページ上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上に該当する地域に該当したため、2020年度に採択されたプログラムを実施できなかった場合でも、タイプBに申請できますか。

A20: 実施できなかった場合は申請できません。タイプAに申請してください。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度にプログラムを実施できなかった場合は特例措置として、タイプBに申請できます。

【協定派遣の短期研修・研究型のみ（Q21）】

Q21: 「8日以上30日以内のタイプAの派遣プログラムの募集は、2020年度で終了しました。2021年度からは、連続して31日以上実施するプログラムのみ支援対象となります。」とありますが、2020年度以前に採択された8日以上30日以内のプログラムは、2021年度以降、タイプBに申請できますか。

A21: 2020年度以前に採択されたプログラムは、タイプAとして採択され、プログラムを実施した年度の翌年度から連続3年度までは、タイプBに申請できます。

ただし、前年度に採択されたプログラムを実施できなかった場合は、タイプBとして申請できません。

4-②コンソーシアム形式

Q22: 日本の学校が形成するコンソーシアムで実施するプログラムについて、1つのプログラムとして申請できますか。

A22: 申請できます。ただし、コンソーシアムに所属する1校が代表校として事務を統括する必要があります。

Q23: 海外の大学が代表となっているコンソーシアムで実施するプログラムの場合、代表校はどうしたらよいですか。

A23: 本制度への申請にあたっては、コンソーシアムに海外の大学が含まれていても差し支えありませんが、日本の学校が代表校となる必要があります。

Q24: コンソーシアム形式で実施するプログラムは、申請件数にどのようにカウントすればよいですか。

A24: 代表校の申請プログラム件数としてカウントしてください。

Q25: 日本の大学5校で形成するコンソーシアムで実施するプログラムについて、各大学がそれぞれ別のプログラムとして申請できますか。

A25: 申請できます。その場合は、コンソーシアム形式ではなく、各大学の個別のプログラムという扱いになります。

Q26: 同じ系列(学校法人)の大学と短期大学が共同で1つのプログラムを実施する場合、どのような申請ができますか。

A26: 本制度では、同系列(学校法人)の大学等であっても、学校コードが異なる場合は別組織として扱っています。コンソーシアム形式で1つのプログラムとして申請するか、大学、短期大学ごとに別のプログラムとして申請してください。

Q27: 共同教育課程で実施するプログラムに他大学の共同教育課程に在籍する学生も参加できる場合、どのような申請ができますか。

A27: 代表校を決めてコンソーシアム形式として申請するか、それぞれの大学ごとに別のプログラムとして申請してください。

4-③支援希望人数

【双方向協定型のみ(Q28)】

Q28: 「タイプA又はタイプB1年度目の双方向協定型については、協定派遣と協定受入の支援希望人数は、同数であるものとします。」とありますが、人月数も同数である必要がありますか。

A28: 人月数は同数でなくとも構いません。

4-④派遣期間

【協定派遣の短期研修・研究型(Q29)】

Q29: 全派遣学生の派遣期間の長さが、2020年度タイプAで採択時の派遣期間より短くなります。タイプBに申請することはできますか。

A29: 2020年度タイプA採択時の派遣期間の長さの区分(①全派遣学生の派遣期間が1学期以上のプログラム、②全派遣学生の派遣期間が1か月(31日)以上のプログラム(①を除く)、③その他のプログラム)の期間内であれば短縮することが可能です。①から②、①から③、②から③になるような短縮は認められません。短縮する場合はタイプAで申請してください。なお、派遣期間を延ばすことは可能です。

4-⑤申請書類

Q30：計画書（様式1）やプログラム実施・進捗状況（様式2（タイプBのみ））に記載する内容が設定された文字数に収まらない場合はどのようにすればよいですか。

A30：内容を見直し設定された文字数に収めてください。

Q31：計画書（様式1）やプログラム実施・進捗状況（様式2（タイプBのみ））は、英語で記載してもよいですか。

A31：必ず日本語で記載してください。

Q32：タイプBで申請するプログラムについて、計画書（様式1）に記載する支援希望人数は、2020年度の奨学金支給割当人数を超えてもよいですか。

A32：はい。2020年度の奨学金支給割当人数に関わらず、2021年度の支援希望人数を記載してください。

Q33：タイプBについて、計画書（様式1）に「2020年度申請時に記載した内容を再掲してください。」とありますが、設定された文字数では全てを再掲できず、印刷すると文章が途中で切れてしまいます。どのように記載すればよいですか。

A33：要約して構いません。なお、内容に変更はなく要約して記載した場合は、「タイプB変更」欄に「○」を記載する必要はありません。

【協定派遣のみ（Q34～35）】

Q34：派遣先地域によって奨学金の月額が異なりますが、計画書等に記載する人数及び人月数の「地域区分」は、派遣先大学等の所在地で考えればよいですか。

A34：所在地（都市）と考えてください。キャンパスが複数存在する場合には、実際に学生が派遣されるキャンパスがある都市が該当地域となります。指定都市がある国に学生を派遣する場合には、住所表記を確認する等、特に注意してください。

Q35：別表「派遣先地域による奨学金月額」の地区「指定都市」について、どのように判断すれば良いですか。

A35：原則、派遣先大学等の住所表記に指定都市名が含まれるかどうかで判断してください。ニューヨーク市は、クイーンズ、スタテン島、ブルックリン、ブロンクス、マンハッタンの5区を含みます。

4-⑥申請方法

Q36：管理システムについて教えてください。

A36：別紙2「海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）管理システム」について」をご確認ください。

5. プログラムの審査・採否・奨学金支給割当について

5-①審査

Q1：タイプAに申請するプログラムは、募集要項「10. プログラムの選考における審査の観点」で示されている内容を全て満たしている必要がありますか。

A1：全てを満たしている必要はありませんが、審査の観点で示している各項目について、内容が優れているものを高く評価します。

Q2：タイプAの申請について、プログラム期間・各学生のプログラム参加期間の長短は審査に影響しますか。

A2：プログラム内容に対して、適切な期間となっているかが審査対象となります。ただし、協定派遣の短期研修・研究型については、各学生のプログラム参加期間の長さによって評価が異なります。

【協定派遣の短期研修・研究型のみ（Q3）】

- Q3：「派遣期間の長さによって評価が異なり、次の①～②の順に①をより高く評価します。①全派遣学生の派遣期間が1学期（ Semester・クォーター等）以上のプログラム、②全派遣学生の派遣期間が1学期（ Semester・クォーター等）未満のプログラム。とありますが、具体的に教えてください。
- A3：タイプAの申請プログラムにのみ適用されます。派遣期間の長さは、プログラムの派遣最短日数を基準とします。以下の例を確認してください。

例1：派遣学生12名中、10名は1学期間、2名は1年間、派遣先大学等で学ぶ場合
⇒全員1学期間以上派遣されるため、①として評価します。

例2：派遣学生30名中、15名は1学期間、15名は40日間、派遣先大学等で学ぶ場合
⇒派遣最短日数は40日で学事暦の1学期を満たさないため、②として評価します。

5-②採否

- Q4：2020年度に採択され、実施しましたが、2021年度は目的・達成目標は変更せず、プログラムの内容を一部変更して実施したいと考えています。タイプBに申請した場合、必ず採択されますか。
- A4：原則、採択されます。ただし、計画書（様式1）に記載する変更後の内容等に基づき審査を行った結果、プログラムの目的・目標の達成が著しく困難又は不可能と判断される場合には、不採択となる場合があります。

【協定受入のみ（Q5）】

- Q5：「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」における「重点地域」とありますが、どのようなものですか。
- A5：文部科学省に置かれた「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会」において、平成25年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入戦略」が取りまとめられたことを受け、本制度においても重点地域からの受入予定人数等を勘案してプログラムの採否を決定します。重点地域との交流促進に資する計画については、審査において評価対象とします。

5-③奨学金支給割当

- Q6：タイプAについて「原則として、申請書類に記された支援希望人数を割り当てる予定」とありますが、削減されることもありえますか。
- A6：はい、2021年度予算状況に応じ、削減することもありえますが、原則、記された希望人数を割り当てますので、削減を想定して人数を上乗せすることは控えてください。
- Q7：タイプB（2年度目又は3年度目）として申請するプログラムについて、「予算状況と2019年度に提出された「中間報告書」（様式P）（2回目）に基づく更新割当人数に対する支援人数（実績）を勘案し、2020年度採択時の奨学金支給割当人数より最大5割程度削減した人数を割り当てる予定」とありますが、具体的に教えてください。
- A7：2019年度採択プログラムの支援人数（実績）を更新割当人数で除した執行率に応じて削減率を決定する予定です。執行率が極端に低いプログラムについては、最大5割程度の削減が行われる可能性があります。執行率が100%のプログラムであっても、2020年度採択時の奨学金支給割当人数を上回る人数を割り当てる予定はありません。

【協定派遣のみ（Q8）】

- Q8：同一のプログラム内で、複数の地域に学生を派遣する場合、学生の応募状況によっては派遣先が申請時と実際の派遣時で異なる可能性があります。その場合、奨学金支給割当人数及び配分された奨学金の範囲内であれば、申請時と異なる地域への派遣に変更することは可能ですか。

A 8：可能です。ただし、奨学金月額が低い地域から高い地域への変更であっても、奨学金の追加配分は行いませんのでご注意ください。

6. 奨学金支給事務の適正な実施について

Q 1：「(2) 申請プログラム件数の削減」について具体的に教えてください。

A 1：機構ウェブサイトに掲載している「海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）申請プログラム件数の削減に係る取扱基準」をご確認ください。

以上